

シュレージエン・ラントシャフト制度成立の背景

——同時代のパンフレットを素材にして——

久保清治

目次

- 一 はしがき
- 二 成立の経緯
- 三 貨幣不足論
- 四 信用欠如論
- 五 若干の展望

一 はしがき

ラントシャフト (Landshaft) とは七年戦争終了後、債務危機に陥った貴族土地所有者層の救済を目的としてフリードリッヒ二世 (大王) のもとで設立され、抵当債券 (Pfandbrief) の発行をテコに、とりわけ一八世紀末から一九世紀前半にかけて東エルベ地方で隆盛を極めた抵当信用機関のことであり、それは今日、抵当権と証券を結合させた不動産金融機関の「原型」と目されている。小稿は、このようなラントシャフト信用制度の形成・発展の起点となったシュレージエン・ラントシャフトがどのような歴史的背景のもとで設立したのかを、

同時代の二つのパンフレットを素材にして明らかにしようと試みたものである。あらかじめ、この分析のもつ意味と視角を示すために、ドイツ資本主義の発展史に即し、同信用制度が果たした歴史的意義について次の三点を指摘しておきたい。

第一に、領主の所有地拡大との関連について。ラントシャフトは土地を所有する貴族に対してのみ、抵当債券の発行によって抵当地の半額まで資金を供給したが、このことは騎士領の面積・地価に相應して抵当貸付が多額になることを意味した。とりわけ一八世紀末以降の農業の好景気 Agrarkonjunktur を背景に活発な土地取引、旺盛な土地投機が起ったが(註一)、ウツケのいうように土地所有者は、「容易に信用を獲得しうる方法」(II ラントシャフト信用)によって新規購入地の抵当化を繰返し、「土地売買の競争が激化され、地価は途方もなく騰貴した(註二)」。しかも土地取引の激化とともに、競争の当然の帰結として、一定の所有者のもとに土地が買占・集積されたのである。このようにラントシャフト信用は、貴族による所有地の拡大に利用された結果、かの東エルベ特有の大土地所有制を補強・誘発し、促進させる要因になったと思われるのである。ブレンターノは、いみじくもこの点を次のように述べている。「大土地所有者の金融の必要を充たすための独自の制度」すなわちラントシャフト制度によって「大土地保有者がわに全農場の集中することは妨げられなかった」、「ひとたび大保有者の手に帰したすべての土地は、そのままその保有に留まった。その土地は、あるいは世襲財産によって拘束され、あるいはラントシャフトを通じて信用を調達する独特の仕方のために土地の分離が妨げられていたのである。かようにして、ひとたび大保有地に合併されたすべての土地は、絶対的に小保有者から遠ざかって行った。(註三)」

第二に、大農場の資本主義的経営との関連について。ウェーバーが「技術的に最も卓越した信用形態すなわちラントシャフト信用は……資本主義的農業経営の必要から発生したものである」と強調するように(註四)、「大」

農場経営の改善・合理化に対しラントシャフトは大きな役割を果たした。たとえば、ラントシャフトの貸付額は地価、つまり課税額決定の標準と同じように査定地の純収益額を基礎としたこと、土地改良のための投資資金がラントシャフト信用によって賄われたこと（収穫量が著しく増加したクローバー栽培の導入は、その一例）、さらに費用算定によって農民の賦役・賦課を軽減させた効果などである（註五）。

第三に、グーツヘル、の政治的利害との関連について。ラントシャフトは、右のような単に貴族の抵当信用機関としての役割をもつに止まらず、領邦レベルにおいてグーツヘルの利害を表明する政治的代表機関としての役割を演じたのである。周知のとおり、各ラントにおいて「領邦議会」は君主との度重なる権力闘争を経て事実上一七世紀末までに消滅したが、ラントシャフトはその設立以後、半ば「領邦議会」の復元として貴族階級の勢力を集集する唯一の身分的集会機関となった。なかんずく絶対王政の農民保護政策に対し、ラントシャフト委員会は王政当局や農民との利害対立の結節点となり、かかる政策を形骸化させるような阻止的機能を果たした（註六）。

ところで、このような歴史的な重要性を有したラントシャフト制度は、まずもって一体どのような経済的背景のもとで成立したのであろうか。この問題の究明には、とりもなおさず、同制度成立の起点となったシュレージエン・ラントシャフトの設立事情にかんする考察が必要となる。しかし、この点について現在利用しうる文献史料には制約がある。小稿では、かかる制約下で貴重な史料の価値をもつと思われる二つのパンフレットを取上げ、それらで展開されている相対立する主張——「貨幣不足論」と「信用欠如論」——を対比・検討して、課題追究の準備作業としたい。

以下ではまず、シュレージエン・ラントシャフト制度の成立経緯をまとめることから論を進めよう（註七）。

註一 農業の好景気および頻繁な土地取引・投機については、例えばW・アーベル、寺尾訳『農業恐慌と景気循環』（未

来社、一九七二年）第七章、諸田実『ドイツ関税同盟の成立』（有斐閣、昭和四九年）第三章参照。

註一 Ucke, Arnold; *Die Agrarkrisis in Preussen während der zwanziger Jahre dieses Jahrhunderts*, Halle 1887,

S. 8. なお、ウッケのこの文献については、及川順「プロイセンにおけるナポレオン戦争後の農業恐慌」（『商学論集』、第三七卷三、四号）を参照されたい。

註三 L・ブレンターノ、我妻・四宮共訳『プロシヤの農民土地相続制度』（農業総合研究所翻訳叢書第一一号、昭和三年）四一、四二、四四頁。

註四 Weber, Max: *Die Kredit- und Agrarpolitik der preussischen Landschaften*, in: *Bankarchiv*, Jg. 8, 1908, S. 88.

註五 Mauer, Hermann: *Das landschaftliche Kreditwesen Preussens agrargeschichtlich und volkswirtschaftlich betrachtet*, 1907, S. 19f.

註六 M. Weber, a. a. O., S. 88.; H. Mauer, a. a. O., S. 14f.; Rosenberg, Hans: *Bureaucracy, Aristocracy and Autocracy. The Prussian experience 1660-1815*, 1958, P. 170.

註七 ラントシャフト信用制度が果たした歴史的意義にかんする文献については、私の研究ノート「プロイセンのラントシャフト制度——文献解題を中心に——」（『社会経済史学』、第三九卷一号）をみよ。

二 成立の経緯

小麦・亜麻・羊毛・鉱山・森林に恵まれたシュレージエンは、隣接諸国との貿易交通の重要な経路と相俟って、当時、中央ヨーロッパで最も豊かな地方のひとつであった。しかし、第一次・第二次シュレージエン戦争

（一七四〇年—四二年、四四年—四五年）に続いて、五六年から七年戦争の激戦地に巻きこまれたので、戦後は経済的困乱が著しく、それにもなつて領主経営を支えていた信用制度の全般的危機が発生したのである。シュレージエン・ラントシャフト設立の歴史的背景となつた信用制度危機の概観と要因については、後論で検討することにして、ここでは取りあえず、設立に至るまでの経過を年代順に整理しておきたい。

(1) 一七六七年二月二三日。ベルリンの商人D・E・ビューリンクは、プロイセン全土に「一般ラントシャフト金庫」(Generallandschaftskasse)の創立を訴える建白書を持参して、国王謁見を請願したが認められなかつた(註一)。しかし翌二四日、ハーゲン大臣 Minister v. Hagen から、同建白書の提出を求める命令が発令された。ビューリンクは、二五日に『窮境にひんしている貴族を救済するため、貨幣および信用の潤沢を創り出し、かつ最も堅実なやり方で開始するための方策にかんする計画』という標題の建白書を、ハーゲン大臣に献上した(註二)。しかしながら、それから約一カ月後(三月三日)、ビューリンクが献上した提案は、「そこに含まれている困難性のために、提出された計画を実施することは出来ない」という理由で却下された(註三)。

(2) 一七六八年二月一〇日。シュレージエンの司法大臣カルマー Schlesische Justizminister v. Carmer が、「Gesellschaft von geschickten Leuten zur Beförderung der Landesökonomie, des Handels und der Fabriken in Schlesien, 設立の請願書を提出した。二月一七日付の閣令 Kabinettrorder を通じて、国王は同案に対して賛意を示したが、しかし実行には移されなかつた(註四)。同年夏(九月三日—七日)、国王がブレスラウ(シュレージエンの首都)を行幸したとき、カルマー大臣と懇談、その際、カルマーは彼れの信用機関設立の構想について説明した(註五)。

(3) 一七六九年六月二八日。国王は、カルマー大臣宛ての閣令で、貨幣不足を解消するために、綿密かつ正式の

計画書を作成するよう要請した。カルマーは、国王の要請に答えるために、シュレージエンにおける騎士領の数・価額・債務状況を調査し、同年七月一二日に報告書の要領案を国王に提出した。シュレージエン・ラントシャフトの設立を命じた『内閣訓令』は、カルマーが立案したこの要項に基づいていると言われている。要領案に示されたカルマーの考えは、おおよそ次のとおりである（註六）。

第一に、シュレージエンにおいて信用制度が混糾した原因は、騎士領の破産であり、それは抵当貸付額が地価の半額を超えていたために発生した。第二に、以前は等族的行政に大きな権力を持っていたが現在では弱体化しているラントシャフトを、貴族の信用機関形成のうで役立つ範囲内で再興させる。つまり、個々の騎士領の信用を回復するために、すべての諸侯 Fürstenthümer が団結して、*gemeinschaftlich Landeskollegium* を設置させる。第三に、当機関が発行する抵当債券 Pfandbrief は、抵当地価額の半額までを厳守させ、外国資本の流入は禁止する。第四に、抵当債券を正貨と兌換できるように、準備基金四〇万ターラーを用意する。

(4) 一七六九年七月二〇日。国王は閣令で、前記報告書の概要について承認した。

(5) 一七六九年八月二九日。国王は、シュレージエン・ラントシャフトの設立を命ずる『内閣訓令』を発令した（註七）。この国王命令で明らかにされた主要な点を要約すると、以下のとおりである。

第一に、等族の共同体組織による抵当金融機関、ラントシャフトをシュレージエンに設立する。**第二**に、ラントシャフトが発行する抵当債券に確実な信頼性を賦与するため、ラントシャフトならびに構成員たる各等族は、自己の土地のみならず全ての財産をもって連帯保証の責任を有する。**第三**に、抵当債券の発行限度は抵当地価額の半額までとし、債券の種類は、(1)額面価格を二〇、四〇、六〇、八〇、一〇〇ターラー、ただし発行全額の一割までとする「即時換金可能な抵当債券」(Realisation-Pfandbrief)——年六パーセントの利付きで、同債券

所持人はいつでもラントシャフトにて換金化しうる、(d)額面価格一〇〇ターラーから一、〇〇〇ターラーまで、利率は五パーセント、解約告知半年後、元本を換金化できる「資本的な抵当債券」(Capital-Pfandbrief)の二種類とする。第四に、債務者はラントシャフトに半年ごとに年五パーセントの利息を支払い、各クライス Kriess の等族代表者が利息の徴収にあたり、利息支払不履行の場合には、抵当地を没収する。第五に、抵当地の破産が生じた場合、その土地をラントシャフトおよび当該クライスの等族代表者の管理の下におき、債券所持人（債権者）はラントシャフトに対して訴権を有するが、債務者個人には有しない。第六に、等族は抵当債券でもって自己の債務を弁済しうる。第七に、債券の発行日と利息支払日は、ヨハネ祭とクリスマスの年二回とする。

以上のとおり、『内閣訓令』では、ラントシャフトの創設を成功させようとして、債券の保証（信頼性、確実性、安全性）と流通に細心の注意を払っている。すなわち、ラントシャフトを等族相互の共同体組織として連帯保証主義を採用したこと、債券発行額を半額までとしたこと、債券を二種類として流通性を喚起したことなどは、この点から考えられるべきであろう（註八）。

(6) 一七六九年九月八日。カルマー大臣は、前記『内閣訓令』に従って、諸侯から全権を委託された等族代表者をプレスラウに参集させて協議した結果、次の点を決定した。(i)各クライスは多数決によって二名の代表者 Kreisdeputierten を選挙すること。(ii)これらの代表者は、さらに、各諸侯の主要都市に集まって、諸侯委員長 Fürstenthüm-Direktor を選出すること。(iii)各諸侯委員長はプレスラウに集まって諸侯委員会 Fürstenthümkskollegien を構成し、ラントシャフト設立のための実行委員となる。(iv)以上の決定とラントシャフトの概要を各等族に回状 Rundschreibe で知らせる。(v)クライス代表者は各等族の質問、要望を年末までに提出すること。

(7) 一七七〇年二月一七日。カルマーの部下スワルツは、ラントシャフト制度にかんする説明書 “Gedanken

eines Patrioten über den Entwurf zur Wiederherstellung des Allgemeinen Credits des schlesischen Adels, mit beygedruckter allerhöchster Königlichen Cabinets = Order vom 29. 8. 1769” を作成。

(8) 一七七〇年三月一六日。カルマーは、各諸侯においてラントシヤフト設立のための準備が進行しており、ラントシヤフト規程 Reglement を現在、立案している旨の手紙を国王に送付、三月二〇日に国王の承諾を得た。
 (9) 一七七〇年四月二日。カルマーは、オッペン・クライスを皮切りに、各クライス会議への出席の旅に出発した。

左記の地域から、九九名の貴族土地所有者 adlige Gutsbesitzer がクライス代表者に選出された。

41	Kreisen
3	Fürstenthümer (Ratibor, Trachenberg, Sagen)
4	Standesherrschaften (Pless, Beuthen, Wartenberg, Militsh)
1	Grafschaft Glatz

また、諸侯委員長 (四四名) を選出するための地区は、
 (㉑) Oepeln (㉒) Schweidnitz = Jauer (㉓) Glogau = Sagan (㉔) Oberschlesien (㉕) Breslau = Brieg (㉖) Liegnitz = Wohlau (㉗) Munsterberg = Glatz (㉘) Oels = Militsh の八地区に区分けされた。また、設立までの諸経費 (旅費、人件費、事務・通信費など) は、等族がそれぞれ納税額に比例して分担することとなった (註九)。

(10) 一七七〇年六月二十九日。カルマーの指導の下に起草されていた「ラントシャフト規程」(Landschaftsreglement) が完成し、プレスラウで開催された諸侯会議で承認された。

同規定は、第一編「主にラントシャフトおよびそこで発行される抵当債券について」、第二編「ラントシャフトの各委員会と構成について」、第三編「ラントシャフトの業務について」の計一〇章から成る。試みに、第一編第一章のなかから二、三の条文を紹介しておく。第一条 「ラントシャフトの抵当債券は、結合されたシュレージエンの等族によって、騎士領地に対して発行され、かつ債券の所持人が元本の確実と利息の正当で迅速な受取にかんし、保証されるところの抵当証書 Hypothekeninstrument である。」 第二条 「抵当債券が有する優先権は、債券所持人にとって、債券に記入された土地のほか、ラントシャフトに所属する全ての等族の土地が質入れされたラントシャフトの保証にある。したがって、抵当地がある特別な不幸の事態になった場合、債権者はラントシャフトによって擁護され、それゆえ煩雑な訴訟手続やその他の資本費用を被ることはなく、利息についての現金支払いが履行される」 第三条 「抵当債券は、ラントシャフトによって査定された地価の半額まで発行される(註一〇)。

(11) 一七七〇年七月九日。シュレージエンの等族は、「ラントシャフト規程」にかんし国王の御裁可を乞う申請書を提出(註一一)。

(12) 一七七〇年七月十五日。同規程にかんし、国王の裁可が下る(註一二)。

(13) 一七七〇年七月二十九日。国王は、ラントシャフトの業務開始に先立ち、法律上の諸問題処理のため、シュレージエンの上級管区行政政府 Oberamts-Regierung と司法機関 Justiz-Collegia に「指示令」を通達(註一三)。

(14) 一七七〇年一二月二十四日。約一四〇万ターラーの抵当債券が発行された(註一四)。

(15) 一七七一年六月一日。国王は、ラントシャフトに対し、債券の償還基金として二〇万ターラーを供与した(註一五)。

註一 D・E・ビューリンクの経歴、「一般ラントシャフト金庫」の請願・構造、計画の系譜・意図などについては、石部雅亮「シュレージエンのラントシャフト制度」——D・E・ビューリンクのプロイセン一般ラントシャフト金庫の計画——(大阪市立大学『法学雑誌』、第一一巻一號)において、微細にわたり十分に分析されているので、この優れた研究論文を参照されたい。

註二 ビューリンクの建白書の全文については、近く発表を予定している私の資料「シュレージエン・ラントシャフトの設立にかんする史料」(『横浜商大論集』、第一一巻一號)を参照されたい。

註三 Reimann, Eduard: Über den Ursprung der Schlesischen Landschaft, in: *Zeitschrift des Vereins für Geschichte und Altertum Schlesiens*, Bd. 18, Breslau 1884, S. 4. (この貴重な文献の閲覧にかんし、竜谷大学の太月誠氏に大変お世話になった。記して御礼を表したい)。

註四 石部雅亮「シュレージエンのラントシャフト制度」——ラントシャフトの成立と構造」(大阪市立大学『法学雑誌』、第一二巻一號)。

註五 Wegener, Ed: *Diederich Ernst Bähring und seine Plan einer Generallandschaftskasse. Ein Beitrag zur Vorgeschichte der preussischen Landschaft*, 1918, S. 32.

註六 Ed. Reimann, a. a. O., S. 4f.

註七 シュレージエン・ラントシャフトの設立を命じた『内閣訓令』については、拙訳・前掲「史料」。

註八 ところで、本稿が対象としているラントシャフトの設立より約五〇年ほどまえに、父君のフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世が、王立の抵当金融機関を設立する計画を立てたことがあった。一七二九年三月一四日の「王令 Königliche

Ordre」がそれである。当時、国王に特別の貸付を請願する貴族が多くおり（事実、デンホフ伯爵 Graf von Dönhoff に二万ターラー、カルナイン公爵 Herr von Kalnein に八、〇〇〇ターラーの融資）、そこで貴族の所有地を担保にして、貸付金を供与する信用機関を創立しようとしたのである。国王は、「総監理府 Generaldirektorium」を開き、計画案の作成をコンツェイヤー V. Conzein 大臣に依頼した。計画案の骨子は、(1)融資の対象は、一万二、〇〇〇ターラー以上の土地を保有する貴族およびケルマー Kollmer、(2)貸付額は、資金需要者の地価や債務状況を考慮して優先順位を定めて決める——例えば、第一優先の土地所有者は査定価額の六〇パーセント、第二優先の者は二〇〜五〇パーセント、第三優先の者は二〇パーセント以下。しかし、担当官の報告によれば、資金需要者が多く、設立当初、少なくとも八万ターラーの準備資金が必要となった。そこで、「総監理府」は、翌年（一七三〇年）の三月七日に、国王に準備資金の問題を相談した。国王は「設立をいま暫く猶予せよ」という返答を与えた。結局、この計画は財政上の理由から実現しないまま葬り去られたのである。ラントシャフトの設立を命じたフリードリッヒ二世が、父君のこの計画を知っていたかどうかは分らないが、ラントシャフトの場合、抵当債券の発行によって民間の遊休資金を活用した点に著しい相異があろう。ただし、双方の計画とも、貴族の土地を抵当とする信用機関であったことには変わりない。(Mauer, Hermann: Das Landeskreditkassen = Projekt König Friedrich Wilhelms I, in: *Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte*, 1908, S. 221f.)

註九 以上の記述は、Ed. Reimann, a. a. O., S. 9f. に依る。

註一〇 Engelmann: *Das Schlesische Landschafts-Reglement von 1770*, Breslau 1866.

註一一 シュレージエン・ラントシャフト規程にかんする御裁可申請書については、拙訳・前掲「史料」参照。

註一二 国王裁可令については、同「史料」。

註一三 国王の指示令にかんしては、同「史料」。

註一四 文献によって、第一回目の抵当債券発行の額は、多少の差異がある。例えば、ヴァイアーマンは一三二万五、一〇二ターラーであり、またイエセンは一四六万二、〇〇〇ターラーとしている（Weyermann, M: *Zur Geschichte des Immobilienkreditwesens in Preussen*, Karlsruhe 1910, S. 87. 及び Jessen, Hartwig: *Das landschaftliche Kreditwesen*, Wiesbaden 1962, S. 67.）。

註一四 国王は、供与金二〇万ターラーに二パーセントの利子をつけ、年利息額四、〇〇〇ターラーをラントシャフトから徴収したが、これはシュレージエンにおける四〇名の貴族寡婦・孤児に対する扶助金とされ、一七七九年まで実施された（Ed. Reimann, a. a. O., S. 23.）。

三 貨幣不足論

「七年戦争」後危機に瀕した土地所有者（＝貴族層）を救済するために、一七七〇年末から営業を開始したシュレージエン・ラントシャフト制度の成立経緯は、大略、以上のとおりであった。

ところで、ラントシャフト制度の成立史を分析する場合、どうしても成立の歴史的背景となった戦後の土地所有者層における困窮の状態と原因を明らかにしておく必要がある。しかしながら、当時の統計資料が手元ない現状では、利用しうる文献は非常に限られてしまう。ここでまず紹介するシュトルーエンゼーの『シュレージエンにおけるラントシャフト信用制度について』（註二）は、現存の文献のなかでも、およそ次の二点において貴重な史料的价值をもつものと思われる。第一に、彼はシュレージエン・ラントシャフトの設立と同時代に、実際シュレージエンに住んでいた学識経験者であったことである。したがって、設立前後の実態について豊富

な知識と正確な判断を有しており、かつラントシャフトの利害に直接、左右されない客観的立場を維持できたと考えられる。第二に、ラントシャフト制度成立の観点から成立前の状況を説明しており、また制度運営の原理や、あるいは将来の展望を論理的に解明した先駆的・体系的な論文であることである。このように、シュトルーエンゼーの論文はラントシャフト制度成立前の実態を把握するうえで、きわめて信憑性の濃い好個の史料的材料を提供しているものと思われるのである。以下では、本文にみられるシュトルーエンゼーの論旨にそくして、はじめに、戦後のシュレージエンにおける土地所有者層の経済状況に触れながら、信用制度の混糾原因を八項目に要約することにしよう。

(一)戦争による土地の荒廢。とくに、コザック騎兵隊が駐留した地域では、田畑・農機具・家畜がいずれも荒れはて、地価は以前の二分の一どころではなく、三分の一の水準にまで下落した(註二)。したがって、そのような地域の土地所有者は実質的に負債が増加する一方——戦前の地価の二分の一ないし三分の二まで——、利息の支払も増加し、破産する土地所有者も多かった(破産による土地の競売価格は、たいてい以前の半値以下であった)。

(二)農産物価格の急落。戦時中は農産物価格の騰貴により、脆弱な土地所有者もその恩恵をうけていたが、戦後の穀物価格の下落は、新通貨——一七六四年の貨幣令により、純銀一マルクより一四ターラーの鑄造率——による租税および利息の支払いと相俟って、所得の純収入を著しく減少させた(実質所得の水準は戦前の二分の一、戦時中の十分の一であった)。保有地に半分以上の抵当債務を負っていた土地所有者の大多数は、戦後一、二年後に利息支払い不能に陥り、一部の貴族は脱落した。

(三)地価の下落。とりわけ、戦争中の好景気に借金をして農場を購入した土地所有者は、実質二・二四倍の債務額が増加したことになり(戦時中の通貨であったザクセン貨と新通貨の交換比率は二・二四)、通貨の切換

えと地価の下落からの損失によって大打撃をうけた。

(四) 利息支払いの不履行。これは、債権者に対して、土地所有者の信用を著しく失墜させた。

(五) 流通貨幣の不足。その要因として、第一にオーストリア軍の占領下に発行された紙幣および引渡金 *Lieferung* や免焼金 *Brandschatzung* の貨幣の使用が禁止されたこと、第二に新通貨令により、戦時中流通していた悪貨 (IIザクセン貨) の価値が実質的に低下したこと、第三に貨幣所持者の保蔵・退蔵傾向が強まったこと、第四に家屋の再建や商取引の復活により貨幣需要が増加したこと、などが挙げられる。

(六) 債務限度額の違反。債務額は、地価の半額までを限度とした従来の規則に反して、実際には半額以上の多額な借金をしていた。

(七) 悪貨との割引交換を定めた「鑄貨勅令」 (*Münz-Edikt*) は、資本家側に不利であるという印象を与えた。

(八) 貿易収支の悪化。戦前、黒字基調であった貿易収支は、戦後一年目に赤字に転化した。

このようにシュレージエンは、戦前・戦中の好況に比して、戦後は以上の八つの原因が相互に作用して、貨幣不足の状態が蔓延し、「全般的な貧困 *allgemein Elend*」が発生したのである。農民は荒れはてた土地に手をつけることができず商人は取引の不振を回復することができず、市民は焼家を建て直すことができず……、民衆の生活は困窮をきわめた。「債権者は土地所有者に対して、貸付金の性急な返済を要求し、それが無理であることが分かれると、抵当地の引渡しに暴利を強要し、大部分の土地所有者は乞食同然の境遇に陥らざるを得なかったのである」 (S. 22)。他方、債権者の側も、「差押えた土地を売却する相手を見出しえず、……弁護士やブローカーや抵当地管理人からも見放され」、「彼ら(資本家)の発明の才はとうとう尽き果ててしまい、もはや困窮した債務者の血を吸いつくすべき新たな手段を見出しえなかった」 (S. 25-26)。

さて、シュレージエンにおける戦後のこのような全般的貧困が進行するなかで、絶対王政はどのような救済策を講じたのであろうか。シュトルーエンゼーは二つの政策を取上げ、それぞれ次のように評価している（註三）。ひとつは救済資金の供与である。つまり農村と都市に対し、一三、四回にわたって合計一三〇〜一四〇万ターラーが下賜されたが、それらは悪貨で供与されたので、実質の価額は四〇万ターラーとなり、したがって資本支払いの効果は微弱であった。いまひとつは支払猶予令 *Moratorium* である。元本と利息の支払いを一定時期まで免除したこの政策は、全体の秩序を維持するために必要であったけれども、有効には働かず不十分であった。すなわち、債権者は債務者を信用しなくなり、貸付を受けられない土地所有者の状態は、以前よりも悪化したのである。

ところが、シュトルーエンゼーによれば、シュレージエンにとって不可測の幸運な事態が起った。つまり、一七七〇年―七二年において近隣諸国、とりわけベーメンとザクセンが農産物の不作に陥り、穀物価格が騰貴するとともに、シュレージエンから大量の穀物が輸出されたのである。シュレージエンは、外国へのこの期の穀物販売によって貿易収支 *Handlung = Bilanz* が黒字になり、約一〇〇万ターラー強の貨幣を獲得した。と同時に、これまで臣民を悩ましていた貨幣不足の問題が解消した。一国の貨幣量の増加は、「信用制度によって創造されるのではなくて、農産物や諸製品の余剰による貿易収支の黒字にある」（S. 37）から、それゆえシュレージエンにおける全般的な貨幣不足の状態は、ラントシャフト制度の成立によって解消されたものではなかった。シュトルーエンゼーは推論する。七〇年―七二年に貨幣の流入がなかったならば、七〇年に成立したラントシャフト制度は十中八、九即座に消滅したに違いない、と。

そこで、シュトルーエンゼーはラントシャフト信用制度の将来を予測する場合、貿易収支の動向を非常に重視

したのである。「ラントシャフトは貨幣が充分に存在してはじめて、その機能を發揮しうる」(S.69)のであるから、仮りに貿易収支の赤字が続ぎ貨幣が欠乏すると、それはラントシャフトの活動を中止させ、死を意味する。流通貨幣量の不足は土地所有者の元本債務や利息の返済を困難にする一方、ラントシャフトは債権者に対し支払いができなくなり、ラントの全般的な混乱は不可避となる。したがってかかる場合、政府は貿易収支を黒字に転化させる根本的な政策を実施すべきであるが、効果が現われるまで相当な時間がかかる。その間、政府は一時しのぎ的な緩和剤 *Palliativmittel* として、銀行に(金属)貨幣の不足分だけ紙幣 *Papiergeld* を発行させる。しかし紙幣の多額な発行は物価を騰貴させ、やがて国際収支を悪化させるから、当然、限界がある。そこでつぎの手段として、外国借金を考える。ラントシャフトはシュレージエン貴族の所有地を抵当にしているので、ラントシャフトが外国から資本を流入することは難しくないであろう。しかしながら、ラントシャフトを利用した外国借金もまた、「痛みを一時押える緩和剤であって根本的な治療薬ではない」(S.85)。要は、貿易収支の赤字を是正する国家政策を履行することが、前提条件である。

註一 *Über das landschaftliche Kreditssystem in Schlesien*. 一七七六年に執筆。翌年、匿名のパンフレットとして、リ
ーグニッツの Sigertschon Verlag 社から出版(一八〇〇年に、彼の著書 “*Abhandlungen über wichtige Gegenstände der Staatswissenschaft*” (Berlin) の第一巻に収録)された。本文一六四ページ、構成は、第一章「シュレージエンにおけるラントシャフト制度の発生」、第二章「同制度の原理およびこれまでの効用」、第三章「同信用制度の将来」から成る。なお、シュトルーエンゼー (Karl August v. Struensee, 1735-1904) の経歴について、かんたんに紹介しておく。一七三五年八月一八日、ハレに生まる。父 (Adam Struensee) は有名な福音神学者。一七五七年から六九年まで、リーグニッツの Ritterakademie の講師として、貴族の子弟を教える。その間、兵法にかんする論文を発表 (“Anfangs-

gründe der Artillerie (1760),” “Kriegskunst des Grafen von Sachsen (1767),” “Anfangsgründe der Kriegsbaukunst (1767)”。一七六九年兄の關係で、デンマークの司法顧問官に任ぜられ、七一年 Deputierten im dänischen Finanzcollegium となる。しかし、七二年兄の政治的失脚にともなうて入獄、まもなく無罪により釈放される。一七七四年、シュレージエンにあった彼の所有地に戻り、国家経済学を研究。一七七七年、フリードリッヒ二世（大王）の命により、プロイセン王立銀行総裁に就任。一七八二年王立海外貿易会社総裁兼財政顧問官に就任。一七九一年から一三年間、アクチーゼ・関税・商工業大臣を歴任、その間に開明的官僚として重責を果すシェーンやシュタインなどを指導。一八〇四年一〇月一七日、ベルリンにて没した。（*Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd. 36. 参照）。

シュトルーエンゼーに触れている邦語文献としては、肥前栄一『ドイツ経済政策史序説』（未来社、一九七三年）、石川澄雄『シュタインと市民社会』（御茶の水書房、一九七二年）がある。

註二 断片的ではあるが、シュレージエンにおける戦災状況を記しておく。農村の損害、家屋三、三二二戸、穀倉二、二二五戸、家畜小屋三、五〇〇戸、都市の家屋三、〇〇〇戸、人口の減少一一万五、〇〇〇人（Beutin, Ludwig: *Wirkungen des Siebenjährigen Krieges auf die Volkswirtschaft*, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- u. Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 26, S. 231. Müller, Max: *Die Getreidepolitik, der Getreideverkehr und die Getreidepreise in Schlesien während des 18. Jahrhunderts*, 1897, S. 7. 参照）。

註三 石部雅亮「シュレージエンのラントシャフト制度（一）——その前史・一八世紀前中期の土地所有および抵当制度」（『法学雑誌』、第一〇巻四号）参照。

四 信用欠如論

すでに紹介したシュトルーエンゼーの論文が発表されると直ぐに、『シュレージエン・ラントシャフトにかんする覚え書』という匿名のパンフレットが出版された(註一)。本文七〇頁からなるこの小冊子は、実は、シュトルーエンゼーの論文に対し、八項目にわたって疑問を投げかけた批判書であり、執筆者は司法大臣カルマーの若き協力者であり、ラントシャフト制度の創設に貢献した司法官僚スワルツ Swartz と思われる。ここでは、ラントシャフト制度成立の歴史的背景を明らかにしようとする小稿の意図に即し、その点の内容が示されている『覚え書』の第一項目を中心に論旨を紹介しよう。

まず、戦後のシュレージエンにおける貴族層の信用が「きわめて混乱した状況にあったことは、全く否定しえない歴史的事実である」(S. 2)とのべ、その原因と結果、王政による救済策の効果、およびラントシャフト制度等にかんするシュトルーエンゼーの説明を要約し高い評価を与えているが、ただ貨幣不足の問題については鋭角的な批判を展開する。つまり、戦後およびラントシャフト制度成立の前後において貨幣不足が存在したが、それは貿易収支の好調による金層貨幣の流入によって解消したのであって、ラントシャフト制度それ自体に依るものではない(前述)、とするシュトルーエンゼーの論理を、真向から否定するのである。執筆者は随所で繰り返し繰り返し次のように言う。著者(シュトルーエンゼー)の考えは「全く根拠のない誤り」であり、貨幣不足は「真正ではなくて、単なる表面的なものにすぎなかった」と(傍点引用者)。そこで以下では、主要な論拠を以下の三点に絞って説明する。

第一に、貿易収支黒字による貨幣量の増加は事実ではない。一七七一年―七二二年に外国への穀物販売によって、計一〇〇万ターラーの外貨を獲得したということは、次の理由により間違いである。(イ)戦災による生産力の減退と六七年―六八年の農産物不作により、シュレージエンは当時、外国に販売しうるほどの穀物の余剰はなかった。(ロ)仮りにそうした余力があったとしても、七一年―七二二年ならびにその前後の期間、政府は穀物の輸出を禁止する政策を実施しており、シュレージエンの全地域に密輸を監視する機関が設けられたから、かかる販売は所詮むりであった。著者（II シュトルルーエンゼー）があたかも大量の穀物が輸出されたとき誤った考えをもつに至ったのは、恐らく、当時ポーランド産の一時的な穀物流入がシュレージエンに過剰をつくらぬ程度に、ベーメンとザクメンへの輸出を免除した政府の穀倉 Magazine 操作に起因するのであろう。また、輸出の好調が国内の貨幣不足を解消させる効果は、当然、かなりの時間を必要とするのであって、収支の黒字と貨幣不足の解消を同時に把えた主張は、この点においても飛躍している。さらに、官庁記録から七一年―七二二年には、借款の返済のために約二〇〇万ターラーの金層貨幣がシュレージエンからマルク、ザクセンおよびオーストリア諸国に支払われているから、同時期に貨幣量が増加したと推察することは全く根拠がない。

第二に、貨幣不足は表面的な現象にすぎなかった。シュレージエンにおける貨幣不足が貿易の好調による金属貨幣の流入によって解消したとするシュトルルーエンゼーの主張は、右のとおり否定されたが、それではそもそも国内において本当に貨幣量が不足していたのか、否、かかる不足は単なる表面的な現象ではなかったかという問題が、第二の論点である。この点を考察するに際し、貨幣量にかんする資料が欠如し、なおかつ著者（II シュトルルーエンゼー）が貨幣不足の前提をどこにも論証していないと不満を述べながら、次のように明言する。「私は、シュレージエンにおいて当時、貨幣不足について最も激しく苦情を訴えたところで、実はまさに豊富な金

属支払財産を保有していたことを、ある種の資料で検証できる」(S. 12)。そこで執筆者は、貨幣の必要量について一つの理論的基準を定めた。つまり、「ある国が貨幣を充分所有しているか、あるいは不足に悩んでいるかどうかは、その国の内外の取引に対する需要」(S. 15)に依存し、それらの需要に対してどれほどの金属貨幣が必要されるかをみる場合、まず所与の貨幣額が国内でどれだけ多く交換されるか、すなわち貨幣流通の速さと期間を考慮に入れなければならない。たとえば、ある国が一〇〇万の正貨を所有し、かつその貨幣は一年間に一〇回交換される一方、いまひとつの国は二〇〇万の貨幣を保有するも、年四回しか交換されないとしよう。いま双方の国における貨幣需要が同一であった場合、貨幣量の少ない前者の国は後者よりも貨幣不足に感じ苦情は多くならないであろう。なぜなら、前者は一ターラーで一〇の需要を充足できるのに対し、後者は四しか充足できないからである。このように一国における貨幣の必要量は、その絶対額のみならず、貨幣の需要や速度に依存する。金属貨幣の国内流入なくして、ラントシャフト制度の導入と同時に貨幣不足の問題が解消しえたのは、まさにかかる現象が「真正ではなくて、単なる表面的なものにすぎなかった」ことを如実に示すものである。それでは、一体、ラントシャフト信用制度がこの表面的な貨幣不足現象をどのようにして解消しえたのであろうか、この問題がつぎの論点である。

第三に、**表面的な貨幣不足現象を解消したものは、ラントシャフト制度である。** 抵当債券に対する公衆の信頼が増大するにしたがい、土地所有者や資本家の貨幣不足に感じる苦情が次第に減少した。とりわけ一七七二年から債券発行額が急速に増加したが、それと同步調で貨幣不足の問題も縮小した。つまり、ラントシャフト制度の導入時期と貨幣不足の解消時期が同時であった事実、執筆者はまず注意を喚起する。そして、どのようにしてラントシャフト制度が貨幣の流通を促進したのかを論証するために、彼は、同制後の成立前と成立後の土地所

有者と資本家との信用取引関係を比較したのである。

△成立前▽ 土地所有者の信用が著しく欠如していたために、貴族はつねに資金を供給してくれる資本家を見出すことが非常に困難であった。しかも、幸い貸付を希望する資本家を探し出しえたとしても（通常、弁護士や仲介人を通じて）実際に借入金を獲得するまで煩雑な法的手続きと長期の時間を要した。それらの過程を説明すると、おおよそ次のとおりである。まず、資金を必要とする土地所有者は行政官庁（Regierung）で抵当権証明書（Hypotheken Schein）を発行してもらい、それを資本家に提示した。資本家は彼の弁護士に債務者の人的状態（たとえば日常の生活態度、個人的借金の有無など）や担保物件の確実性について調査を依頼し、専門家の意見に基づいて貸付を決定した。決定後、債務者と債権者との間で、貸付金額・利率と利息授受の方法・貨幣の種類・解約期限などが定められた貸借契約書が作成された。債務者はこの契約書と抵当証書をもって行政官庁に赴き、抵当権設定の登記を申請した。申請手続が完了すると、抵当証書に登記済みが記載され、この登記済みの抵当証書を債権者に引渡してはじめて、債務者に現金が供給された。このように、資本家から貸付金を得るまでの期間は、何週間（しばしば何カ月）も要したのである。

△成立後▽ ラントシャフトの設立によって、これまで土地所有者と資本家の信用取引を困難にした右のような障壁は取除かれた。(i) 抵当債券は等族の連帯責任によって保証された抵当権に基づいている。(ii) 利子率、利息の支払方法、および元本返済については公けに規定されている。(iii) 債務者の人的状態を考慮する必要がない。(iv) 手数料の高い弁護士や仲介人を必要としない。(v) 債券を所有するまで時間がかからない。このような資本家と債権者の保護を法的にも実質的にも制度化したラントシャフトの信用は、さらに次のような作用をも發揮した。つまり、ラントシャフトが二〇〇一〇〇ターラーの「即時換金可能な抵当債券」（前述）を発行したので、「資本

家はもはや貨幣が一定額まで蓄積するのを待つ必要はなく、ごく少額の貨幣で利付債券を購入することができた」(S.20)。このような少額債券への投資は、全体ではかなり多額の資金をラントシャフトに供給することとなり、この面からも貨幣の流通を促進させたのである。

なお、貿易収支の問題とラントシャフト制度との関連については、先述のシュトルーエンゼーの主張を肯定しながらも、ラントシャフト信用制度が貿易の発展に大きな寄与をする点を強調する。シュレージエンの「亜麻布、毛織物が外国市場において販売が促進するかどうかは、結局、品質と価格に依存する」(S.25)。前者に対してラントシャフトは直接寄与できないが、後者に対しては次の点から大きな影響を与えるであろう。つまり、取引を仲介している商人は大部分、外国貨幣を使用しており、外国貨幣の調達のため高い利息を支払っている。したがって、外国貨幣の利子費用が大きければ大きいほど、価格は高くなる。ラントシャフトはその信用活動によって、これまで静止していた貨幣を大量に運動させ、その結果、利子率は低下する傾向になるであろう。よって利子率の低下分だけ、価格を引下げることができるのである。また、「農耕の生産性を高上させることによって、ラントシャフトは、わが国の外国貿易に対し有益な影響を与えるであろう」(S.27)。

註一 *Bemerkungen über die Schlesische Landschaft, Breslau, 1778.* 入手の非常に困難なこの史料を利用できたのは、

大阪市立大学の石部雅亮氏の御好意によるものであり、ここに厚く御礼申し上げます。なお、司法官僚としてのスワルトツの役割については、石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造——プロイセン一般ラント法の成立』(有斐閣、昭和四四年)参照。

五 若干の展望

先へのべたとおり、シュレージエン・ラントシャフトは一七七〇年末から業務を開始したが、創設の第一年には幾つかの困難に出会った（註一）。とりわけ、資本家には未だ抵当信用に対する不信頼が存在しており、彼らは所有する現金を見慣れていない証券に投資することをためらった。また、高利貸や貨幣ブローカーや弁護依頼人 Klienten たちは、ラントシャフト制度が必ずや崩壊する素地をもっているという評判をたてたり、貨幣不足を補う貨幣供給機関と信じていた一般の人達の失望も大きかった（註二）。しかし、二年目（一七七一年六月）には約三〇〇万ターラー、七六年には一、〇五〇万ターラーと六年間におよそ八倍の債券を発行し、急速な進展をとげたのである（註三）。とくに、即時換金可能債券は最も人気のある投資対象となり、応募者はその債券購入のため激しい競争合いをしたとさえ言われている（註四）。他方、いったん債券を所有した資本家は、ラントシャフト側からの解約告知による債券の手離しを嫌がり、解約告知の取消しを訴える請願書が数多く出され、それへの対抗策としてラントシャフトは七七年に次の内規さえ設けたほどであった。「債券所持人は、もしかれの債券が解約告知された場合には、現金受取りの代りに新規の抵当債券を購入しうる」（註五）。

ところで、このような新しい抵当信用制度が成功した理由のひとつには、その巧みな理論的仕組みにあったのである。第一に、ラントシャフトが営業に必要とする資本は、ごく僅かな準備資金で足りることである。ラントシャフトはただ「抵当債券」という一枚の紙を作成し、土地を抵当にした債務者にそれを渡す。債務者は金融業者を通じて債券を売却し、現金を受取る。抵当債券は確定利付きで確実な騎士領を抵当にしているから、すべて

の債券所持人Ⅱ債権者が一度に解約することはまずない。したがって、ラントシャフトが営業を開始・継続するための必要な資本は、抵当地一件につき一枚の紙を発行する費用、鑑定および事務費用、そしてある程度の償還準備金（これは前述のとおり、国王から元本の返済を要しない供与金で賄われた）のみである。そのうえ、債務者利子と債権者利子とのあいだに、一パーセントないし〇・五パーセントの利鞘があるので、この益金を運営費や突発的な災害事故の費用に割当てることができるのである。第二は、ラントシャフトが資本家Ⅱ債券所持人に与える利点である。資本家はラントシャフトを媒介にして投資すると、以前のように常に債務者の財産状態、個人的道德的性格への配慮、担保物件のための専門家の手数料、利息滞納の際の支払督促にともなう時間と費用、破産発生による煩雑な法的手続・費用などを全く考慮する必要がなくなるのである。第三は、債務者に対する利点であるが、これは債務危機に喘いでいた当時の状況を考えれば自明であろう。

しかし、このような幾つかの利点をもつラントシャフト発行の抵当債券が、資本家の手によって擬制資本に転化されるためには、右のごとき巧みな理論的仕組みはさておき、実際に遊休資金が存在するという条件が満たされていなければならないであろう。この問題にかんしては、前節で明らかにしたとおり、ラントシャフト発行の抵当債券が消化されたという事実によって証明することができよう。さらに、戦後の王政当局からのシュレージエンに対する以下の資金供給があり、これらの国家資金が州内にかなりの金属貨幣を流入させたと推察する。(イ)国王拠出金(前述)、(ロ)貧民保護金、(ハ)要塞建設、(ニ)運河建設(註六)。

左表は、一八世紀末までにシュレージエン・ラントシャフトが発行した抵当債券の一覧表であるが、この表から次の二点を知りえよう。(イ)一貫して発行額は増加しており、とくに設立後一五年間は、後の一五年間に比して発行額は多い一方、償還額は逆に少なかった。

シュレージエン・ラントシャフトの抵当債券

	発行高	償還高	純増加	年末残高
1770-84	4,894	382	4,512	4,512
1785	128	49	59	4,590
1786	33	5	28	4,618
1787	128	10	118	4,737
1788	125	116	9	4,746
1789	317	82	235	4,981
1790	143	35	108	5,088
1791	100	21	79	5,167
1792	107	48	59	5,226
1793	137	133	4	5,230
1794	168	158	10	4,240

(単位：1マルク)

(出所) F. Hecht, *Die Landschaften und landschaft-ähnlichen Institute in Deutschland*, Bd. 1, 1908.

以上のようなシュレージエン・ラントシャフト制度の成功を端緒として、プロイセン絶対王政は一七七七年にクール・ノイマルク州、八一年にポンメルン州、八七年にヴェストプロイセン州、そして八八年にオストプロイセン州に、それぞれラントシャフトを設立し、それらはシュレージエン・ラントシャフトと同じように、一九世紀前半まで騎士領地を抵当として、抵当地価額の半額まで抵当債券を媒介とする大規模な融資を行なったのである。これら五つのラントシャフトは、「三月革命」以後、農民地抵当貸付を目的として設立された新ラント

シャフトと區別して、旧ラントシャフトと總称された。このようにシュレージエン・ラントシャフトを皮切りに設立されたこれら旧ラントシャフトが、一八世紀末、東部ドイツにおいてそれぞれどのような歴史的機能を果たしたのであろうか。この問題を考察するのが、われわれの次の研究課題となる。

註一 設立当初の困難のひとつとして、とくに五割の抵当債券に対する解約告知が多く、一七七〇年発行の債券一四〇万ターラーのうち、三分の一が償還された。このため、ラントシャフトは国王抛出金のみでは当然不足をきたしたので、王立銀行に抵当債券を買ってもらい、それで得た資金を償還にあてたといわれている (Mauer, Hermann: *Aus den Anfängen des landschaftlichen Pfandbriefwesens*, in: *Die Bank*, 1913, S. 211.)。

註二 *Ueber das landschaftliche Kreditsystem in Schlesien*, 1777, S. 37.

註三 Jessen, Hartwig: *Das landschaftliche Kreditwesen*, 1962.

註四 H. Mauer, a. a. O., S. 211.

註五 H. Mauer, a. a. O., S. 212f.; Weyermann, M.: *Zur Geschichte des Immobilienkreditwesens in Preussen*, 1910, S. 89.

註六 *Bemerkungen über die Schlesische Landschaft*, 1778, S. 11f.